

合理的配慮のてびき

**令和8年1月13日
京都市立芸術大学**

1. はじめに

我が国では、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定、平成28（2016）年4月に施行されました。

これを受け、本学では、法第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、「公立大学法人京都市立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（令和3（2021）年10月1日理事長決定）を策定しました。

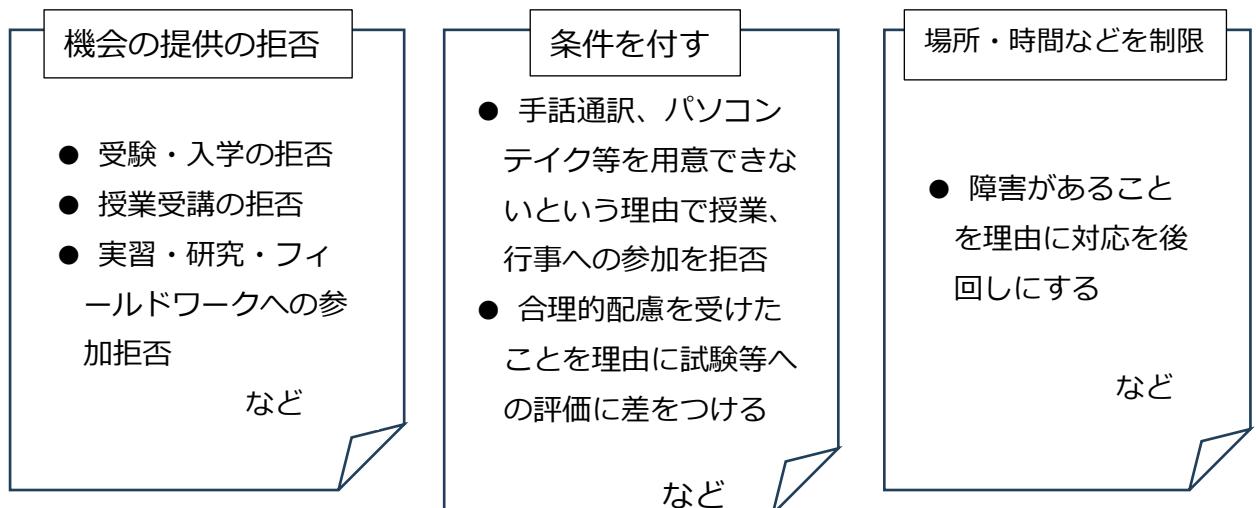
この対応要領は、本学の教員及び職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が、障害のある者に対し、不当な差別的取扱いを行わず、過重な負担がない場合には合理的配慮を提供し、適切に対応するために必要な事項を定めています。

さらに、令和6年には、対応要領に基づき、障害のある学生への修学支援ガイドラインを策定し、本学の責任体制や支援体制の構築、支援を実施するまでの仕組みを明確にしました。

これらの規程をもとに、本学は、すべての教職員が障害に関する理解を深め、障害のある学生の支援に対し高い意識をもつことによって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生が、他の学生と同じように学修できる機会を確保し、充実した学生生活を過ごせるよう、誠心誠意取り組んでまいります。

不当な差別的取り扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なく、各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって、場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利の侵害を指します。



合理的配慮とは

障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害の特性や具体的場面、状況に応じ、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）をしなければならないとされています。（法第7条第2項、第8条第2項）

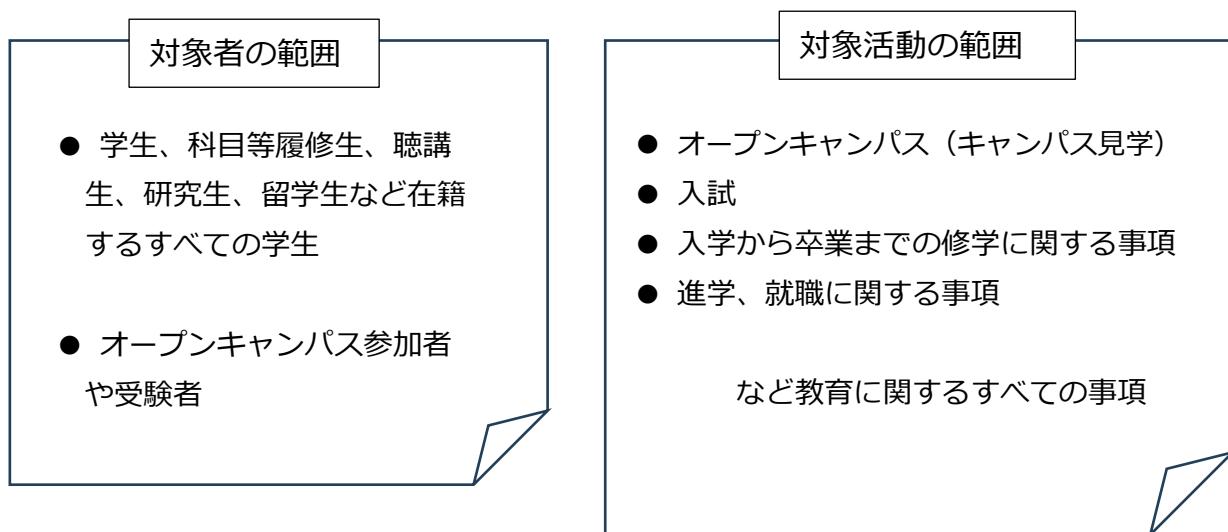
社会的障壁とは

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。（法第2条第2項）

2. 対象となる範囲

本学に在籍する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能障害（難病に起因する障害を含む。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を対象とします。また、オープンキャンパスの参加者、本学入試の受験者も対象となります。

また、合理的配慮は、オープンキャンパス（キャンパス見学）、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職に関する事項を対象とします。



3. 合理的配慮の提供における留意点

合理的配慮の提供の目的は、障害のある学生が他の学生と等しく教育を受ける権利を保障することです。したがって、単位取得、進級や卒業を保証するものではありません。

教職員は権利の主体が学生にあることを念頭に、学生の障害特性、教育の目的や内容、大学の体制や財政等、様々な要素を考慮したうえで、学生の要望に基づいた調整を行う必要があります。

つまり、学生の意思を可能な限り尊重しつつ、学生と大学の間で共通理解をもって合意形成を図ることが合理的配慮を提供するうえで最も重要なことです。

建設的対話

配慮内容の決定にあたっては、学生と大学との対話が重要です。学生の要望どおりの配慮の提供が困難だと判断した場合も、大学は別の方法がないかを学生と共に検討することが必要です。このような対話のプロセスを「建設的対話」といい、建設的対話は対象の学生と大学のどちらかの主張や言い分の「正しさ」を判断する場ではなく、協同で問題を解決していく場となります。

妥当性と本質

配慮内容の妥当性を検討する判断基準の一つとして「教育の目的、内容、評価の本質を変えない」という観点があります。学生の状態をふまえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッショն・ポリシーやシラバスに鑑みて、教育の目的・内容・評価の本質を変えない範囲での配慮内容を検討します。そのため、各ポリシーやシラバスの内容は、具体的であることが望まれます。

過重な負担

配慮内容の決定においては、大学にとって、その内容が過重な負担にならないかどうかを検討します。ただし、何が過重に当たるのか、について基準や目安はないため、事案ごとに実現可能性や費用等、さまざまな要素を考慮し、教育の提供方法を状況に応じて総合的かつ客観的に判断することになります。また、過重な負担になると判断した場合でも、一方的に対応できないと伝えるのではなく、他の方法と一緒に検討する建設的対話の場をもつよう努めが必要です。

正当な理由と代替措置

合理的配慮の提供ができない正当な理由があると判断した場合でも、学生にはその理由を説明し、理解を得るよう努め、さらに他の実現可能な代替措置を提案するようにします。ただし、何が正当な理由に当たるのか、についても基準や目安はないため、事案ごとに総合的かつ客観的に

判断することになります。

状況の変化と配慮内容の更新

進級や教育環境の変化、学生自身の状況の変化など、時間とともに学生が必要とする配慮内容も変化するため、一度提供した配慮内容を継続するだけでは不十分です。

配慮の提供後は、学生と配慮提供を行った教員から、実施結果を聞き取り、次回の配慮内容の検討時の参考とし、状況に合わせて配慮内容を柔軟に更新していかなければなりません。

合理的配慮に該当する事例

※ 大学、教職員に過重な負担でないことが前提

- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生に、座席位置を教室の出入口の付近に確保すること
- 授業で使用する資料を事前に提供する、事前に一読する、読みやすい形式に変換するなどの時間を与えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めること
- 入学試験や定期試験、又は授業での注意事項や指示を、口頭だけでなく紙に書いて伝えること
- 入学試験や定期試験において、障害特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援機器や点字、拡大文字の使用を認めること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 体調悪化などによりレポート等の提出期限に間に合わない可能性が高い場合に、期限の延長を認めること
- 治療等で学習できない期間が生じる学生に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- シラバス、教科書、教材などにアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイル、点字資料、拡大資料等を提供すること
- 車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助や段差に携帯スロープを渡すこと
- 移動に困難のある学生のために、利用頻度の高い教室に近い位置に駐車場を確保すること

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- 一律に「オンラインへの代替希望には対応しない」と決定することや、シラバスに「オンラインによる提供はいかなる理由でも実施しない」といった記載をすること
- 入学試験や定期試験において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった

場合に、デジタル機器の持ち込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行わず、一律に対応を断ること

- 各種手続きについて、マニュアルで利用者本人による電話での手続きのみ可能とされていることを理由として、電子メールやファックスを介した電話等の代替措置を検討せずに断ること

合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導について人的体制・設備を有していないことを理由に対応を断ること
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目的単位として認定して欲しい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合に、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定はディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容の本質的な変更に当たると判断し、対応を断ること
- 図書館において、視覚障害者に対して、教職員等が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案しつつ、混雑時であることを理由に付添いを断ること

4. 合理的配慮 F A Q

Q 1 合理的配慮の提供は「特別扱い」ですか？

A 合理的配慮は、他の学生と同等の教育の機会を提供するための措置ですが、成績評価などで「優遇」するものではありません。合理的配慮の提供によって、他の学生と同じスタートラインに立つことができるようになります。

例えば、入試や定期試験において、回答方法や問題用紙等の変更、別室での受験などの変更・調整を行うことは、試験で測りたい力（知識、技能、思考力、表現力など）に影響を及ぼすものではありません。

Q 2 合理的配慮の申請は誰でもできますか？

A 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害及び慢性的な疾病などの者を含む）により、本学で教育を受け学生生活を過ごすにあたり、継続的に相当な制限を受け、かつ支援を受けることを希望される方であれば、誰でも申請できます。

Q 3 大学には科目等履修生として在籍していますが、合理的配慮の申請はできますか？

A 本学で学ぶすべての方が、申請可能です。

Q 4 入試や定期試験で合理的配慮の提供を受けると、採点や評価に影響しますか？

A 合理的配慮の提供を受けたか否かで、採点や評価が変わることはありません。

Q 5 合理的配慮の提供を受けたことが、留学や就職活動に影響しますか？

A 合理的配慮の提供を受けたことの情報の秘密は守られますので、留学や就職活動に支障が生じることはありません。

Q 6 合理的配慮の申請をしたことの秘密は守られますか？

A 大学として合理的配慮の要否、その手法などを検討する者、授業や試験などに関与する教員には情報を共有しますが、それ以外の者に共有されることはありません。また、配慮の実施にあたり、関係部署や教員と情報共有する必要がある場合にも、事前に申請者の同

意を必ず得ることとしています。

Q 7 合理的配慮の申請をしたら単位がとれますか？

- A 合理的配慮の提供は、他の学生と等しく学ぶ機会を得られるように行うものであり、教育内容の本質を変えることなく、何らかの工夫や調整などによって教育の機会の均等を目指すものです。

したがって、単位取得や進級、卒業などを保証するものではありません。

Q 8 すでに欠席日数が上限を超えていますが、病気になり学修に支障があります。合理的配慮の申請はできますか？

- A 合理的配慮は、障害のある学生が他の学生と等しく教育を受ける機会を提供するための対応ですので、欠席日数の如何にかかわらず、授業を受ける機会を希望される場合には、いつでも申請できます。

ただし、合理的配慮の提供は、配慮提供の決定をした以降の授業から実施しますので、遡って欠席した授業に対して何らかの対応（補講等）を行うことはありません。また、単位取得を保証するものではありません。

面談による建設的対話のうえで、次学期に向けた合理的配慮の要否について検討する場合もあります。

Q 9 どのような場合に合理的配慮の申請をすればよいですか？

- A 授業において何らかの配慮を希望する場合、必ず合理的配慮の申請をしなければならないというものではありません。

まずは、授業担当教員に相談をしていただき、授業担当教員が適宜対応できるものは実施（これを教育的配慮といいます）します。

一方で、相談を受けた授業担当教員が、対応するために新たな機材の購入が必要、他の授業においても同様の対応が必要になると考える場合などは、授業担当教員から障害学生支援担当に引き継ぎ、合理的配慮の手続きにつなげていきます。

※ 教育的配慮と合理的配慮の違い

教育的配慮は教員の裁量による柔軟な対応であり、合理的配慮はより組織的な責任を伴う、建設的な対話に基づいた合意形成による対応。

※ 教育的配慮の例

直射日光に当たることができないことを理由に、屋外で行う体育の授業では長袖と帽子の着用が必要な場合には、体育の授業担当教員と直接やり取りをすることで対応。

※ 合理的配慮の例

病気の状態によって適宜、服薬や自己注射が必要なことを理由に、授業や試験の途中退席があり得る場合には、授業や試験の形態によって配慮の検討が必要となり得る

ため、合理的配慮の手続きで対応。

Q10 合理的配慮の申請をしてから決定までにどれくらいかかりますか？

A 1箇月程度かかります。

学期ごとの申請の時期の目安 ⇒ 前期授業：3月中旬までに申請

後期授業：8月末までに申請

なお、上記は目安であり、病気はいつ発症するか予測のつかないものですので、相談や申請は隨時受け付けています。ただし、合理的配慮の提供は、提供することが決定された以降に行われます。したがって、決定前の授業分への対応はできませんので、相談や申請は、早めにしていただくことをお勧めします。

Q11 合理的配慮の提供は具体的にどのようにされますか？

A 合理的配慮は、障害により社会的障壁を感じ、配慮を求めている部分に対して、提供します。

例えば、車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すことや、入学時のガイダンス等において必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うことなどがあります。

また、授業における合理的配慮は、原則として、授業の時間（例：学科目授業では1回90分、学期中15回）において、合理的配慮の提供を行います。

授業回数を15回未満に減らすことは、「教育の目的、内容、評価の本質」を変えることにつながるため対応できません。

そのため、提供する例としては、別室での定期試験受験、授業中の服薬や補食の許可、座席位置の指定（出入口付近など）、課題提出期限の延長、オンラインでの出席などです。（個々の状況に応じ提供する内容を判断します。）

Q12 合理的配慮の申請は、登録した授業すべてを申請する必要がありま すか？

A 合理的配慮の申請は、学生が障害により障壁を感じている授業について申請をするものですので、必ずしも登録したすべての授業について申請をしなければならないものではありません。

Q13 夏期集中講義も合理的配慮の申請ができますか？

A 合理的配慮の対象は、教育に関するすべての事項ですので、申請していただけます。

ただし、各授業の目的・内容・評価の本質を変えることのない範囲での配慮の提供となりますので、登録された授業が対応できない場合もあります。

Q14 実技授業では、どのような合理的配慮の提供を受けられますか？

A 合理的配慮は、各授業の目的・内容・評価の本質を変えることのない範囲での配慮の提供となります。

例えば、制作した作品の評価をもってシラバスにある授業到達目標を達成できているか否かを判断するような美術学部の実技授業については、作品の提出日を延期するなどの合理的配慮の提供は検討し得ますが、制作ではない別の方法に変えることは教育の質を変えることになるためできません。

同様に、レッスンを重ね、演奏力を評価することをもってシラバスにある授業到達目標を達成できているか否かを判断するような音楽学部の実技授業については、レッスンの実施時間帯を調整するなどの合理的配慮の提供は検討し得ますが、レッスンではない別の方法に変えることは教育の質を変えることになるためできません。

Q15 怪我をし3週間入院することになりました。3週間の授業について合理的配慮の提供を受けることはできますか？

A 一時的な怪我や病気は合理的配慮の対象とはなりません。ただし、各授業担当教員において、教育的配慮として対応が可能な場合はありますので、各授業担当教員に直接相談してください。

なお、その怪我や病気がきっかけとなり障害等の症状が生じた結果、大学生活に障壁を感じることがありましたら、合理的配慮の対象となり得ますので、障害学生支援担当に相談してください。

Q16 持病があり、合理的配慮の提供を受け授業を受講しています。今回、持病の治療のため3週間入院することになりましたが、3週間の授業について合理的配慮の提供を受けることはできますか？

A 合理的配慮は、授業の目的・内容・評価の本質を変えることのない範囲での提供となります。したがって、入院期間中の授業について、その範囲かつ大学の過重な負担にならない方法で提供を検討しますので、提供が実現できない場合もあります。

なお、合理的配慮の提供を受けることとなった持病以外の治療の場合は、対象となりません。

Q17 合理的配慮の提供を受けていますが、インフルエンザに感染し授業を欠席した場合も、合理的配慮の提供を受けられますか？

A 合理的配慮の提供は、申請のあった障害に起因するものについて実施するものです。

インフルエンザなど申請のあった障害に起因するものではない理由で授業を欠席する場合には、提供の対象とはなりません。

5. 支援の流れ（受験時）

STEP 1 出願前の申し出

入試の際に配慮を希望する者は、出願の前に入試担当へ相談を申込む
出願登録の前に必要事項を記載した申請書に医師の診断書を添え申し出
※大学入学共通テストの「受験上の配慮事項審査結果通知書」がある場合は、そ
の写しも添えること

STEP 2 学内の検討

入試担当が障害学生支援担当とともに対応を検討し、必要に応じ面談を実施
配慮内容について、入試委員会で確認した後、入試担当から申出者に通知

STEP 3 出願登録

申出者は合理的配慮の提供内容を確認のうえ、出願登録

STEP 4 合理的配慮の実施

入試当日は、入試を運営する教職員で情報を共有し、配慮提供を実施

STEP 5 合格者に入学後の合理的配慮について説明

合格者への入学手続き案内に、入学後の支援に関する資料を送付
配慮の提供を希望する旨の申し出がされた場合は、改めて障害学生支援担当との面
談を実施（以降は、入学後の支援の流れを参照）

6. 支援の流れ（入学後）

STEP 1 障害学生支援相談窓口での相談

修学上の困難や配慮を希望する学生やその家族、教職員は、電話、メール、来室等により相談を申込む

STEP 2 障害学生支援担当との面談・建設的対話

障害学生支援担当が学生やその家族、教職員と面談し、修学上の困難や配慮希望内容を聴取

STEP 3 合理的配慮の申請

合理的配慮を希望する学生は、障害学生支援担当へ、配慮申請書及び診断書などの根拠資料を提出
その内容を踏まえ、障害学生支援担当は求める配慮手法について学生と確認
また、必要な範囲で情報共有することについて、学生に同意を得る

STEP 4 合理的配慮の要否、配慮手法について検討

学生部長、全学教務委員長、各学部学生委員長等で構成する会議体において、合理的配慮の要否、配慮手法について検討
合理的配慮を実施すべきと判断したものは、申請者が所属する学部・研究科の教務担当にその決定事項を通知

STEP 5 授業担当教員との調整

教務担当から授業担当教員に合理的配慮の提供について通知し、実施可能な手法について調整
実施方法が確定した後、教務担当から障害学生支援担当に報告

STEP 6 学生との合意

障害学生支援担当から学生に、各授業において提供される合理的配慮について報告し、学生との合意を得る

STEP 7 合理的配慮の提供の実施

学生は、授業担当教員に、合理的配慮の提供について対面・メール等の方法で申出
授業担当教員は、配慮の提供を開始

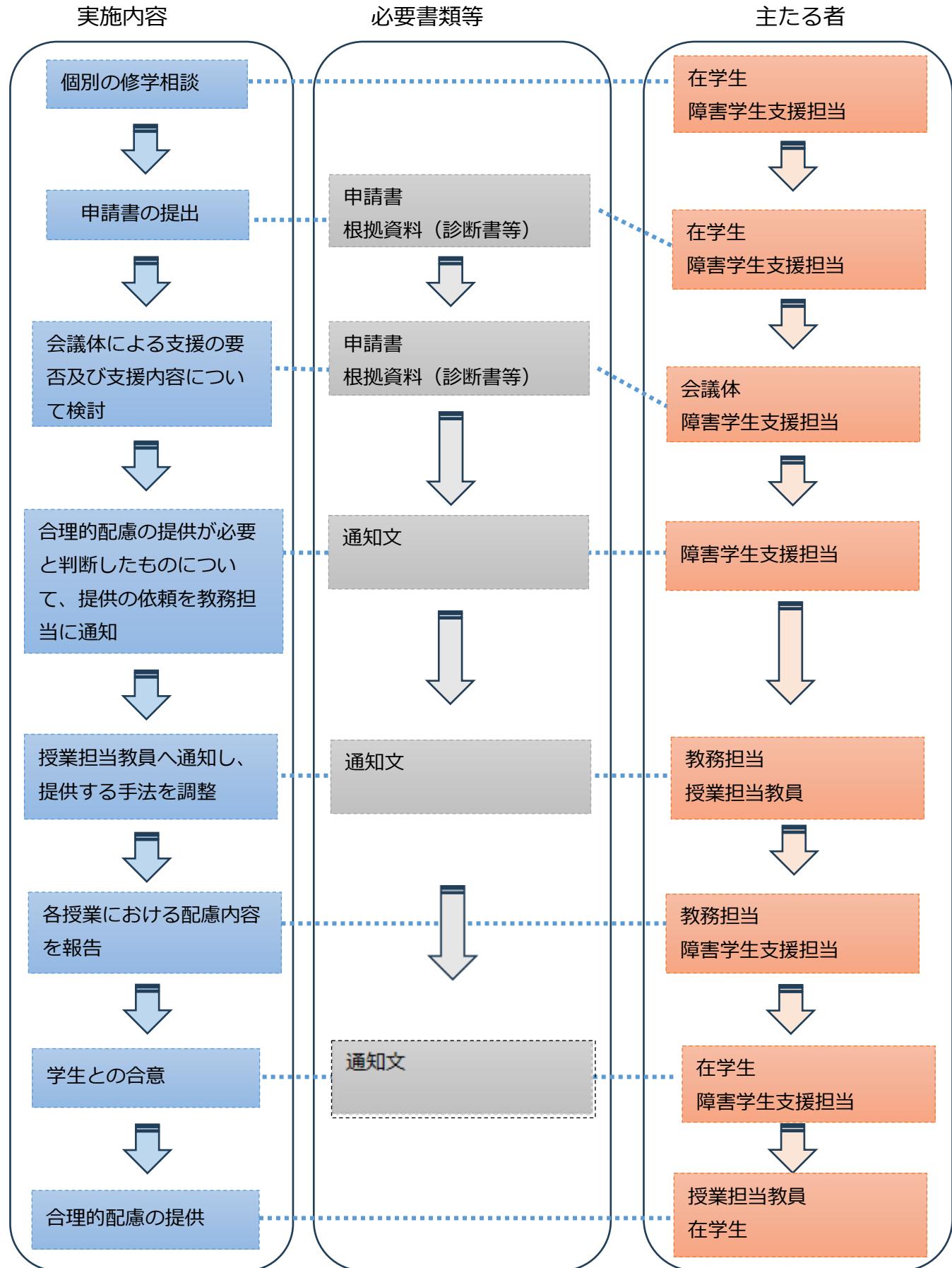
欠席時における合理的配慮の提供が予定されている学生は、合理的配慮の申請対象
となった障害によって授業を欠席した場合は、速やかに授業担当教員にその旨をメ
ール等で申し出、欠席時の対応を依頼

STEP 8 実施結果のフィードバック

学期末に、実施された合理的配慮について、授業担当教員及び学生から障害学生支
援担当に報告

実施した内容や難しかった点などを踏まえ、次の学期における合理的配慮の実施方
法などを、障害学生支援担当が学生と面談等で調整、建設的対話を実施

7. 申請から配慮提供までの流れ（入学後）



8. その他

大学主催行事

一般の方も参加できるオープンキャンパスなどの大学主催行事では、広報などにおいて、障害等に伴う配慮の申請を受け付ける旨の記載をしています。

例：ご来場方法や座席等について特別な配慮を必要とされる方は、開催日の5日前までに△△△までご相談ください。ご希望に沿うよう可能な限り対応いたします。

具体的な配慮方法や対応について相談されたい場合は、当該行事の担当部署にお訊ねください。

合理的配慮に関する相談先

制度の詳しい説明や申請方法などについて、お気軽にお訊ねください。

障害学生支援相談窓口（D棟1階 D-114 保健室内）

【電話】 075-585-2066

【e-mail】 hoken@kcua.ac.jp

【担当者在室時間】 月～金 13:00～17:15（祝日、年末年始等を除く）